

# 介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

奈良県指定 第 2970301129 号

### 目次

1、事業主体概要	- 1 -
2、施設概要	- 1 -
3、事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス	- 2 -
4、従業者に関する事項	- 3 -
5、サービスの内容	- 4 -
6、利用料金	- 10 -
追加事項 個人情報保護方針及び利用目的	- 12 -
追加事項 重度化した場合における対応に関する指針	- 13 -

## 1. 事業主体概要

事業主体名	いりょうほうじん こうじんかい 医療法人 康仁会	
所在地	〒630-8041 奈良県奈良市六条町102-1	
代表者名	役職	理事長
	氏名	吉岡 伸夫
連絡先	電話番号	0742-35-1121
	FAX番号	0742-35-1160
	ホームページ	<a href="http://www.nishinokyo.or.jp/">http://www.nishinokyo.or.jp/</a>
設立年月日	昭和61年10月1日	

## 2. 施設概要

名称	かいごつきゆうりょうろうじんほ一む めびうすやまとおおりやま 介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山	
所在地	〒639-1134 奈良県大和郡山市柳1丁目14番1	
連絡先	電話番号	0743-55-5588
	FAX番号	0743-55-5589
	ホームページ	<a href="https://www.nishinokyo.or.jp/kaigo/mebius/">https://www.nishinokyo.or.jp/kaigo/mebius/</a>
管理者名	職名	施設長
	氏名	荒井 誠
開設年月日	平成23年6月1日	
施設までの主な交通機関	近鉄橿原線 「近鉄郡山駅」 下車 徒歩 5分	
入居定員	70名	

### 【厚生労働省の定める表示事項】

類型	介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）	
表示事項	利用料の支払い方法	月払い方式
	入居時の要件	入居時 自立・要支援・要介護
	介護保険	奈良県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）
	介護居室区分	全室個室
	介護にかかわる職員体制	2.5 : 1 以上
介護保険事業所番号	2970301129	
事業の開始年月日	平成23年06月01日	
指定の年月日	平成23年06月01日	
指定の更新年月日	令和05年05月31日	

### 3. 事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス

#### 【居宅サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
訪問介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
訪問看護	西の京訪問看護 ステーションかがやき	奈良市六条町99-2
通所リハビリステーション	老人保健施設 ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2
通所介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
一般型特定施設入居者生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1
特定施設短期入所生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1
サービス付高齢者向け住宅	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
居宅介護支援	メビウスまほろば 居宅介護支援事業所	奈良市六条西4-6-20
居宅介護支援	ロイヤルフェニックス 居宅介護支援事業所	奈良市六条町99-2

#### 【居宅介護予防サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
介護予防訪問介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
介護予防訪問看護	西の京訪問看護 ステーションかがやき	奈良市六条町99-2
介護予防通所リハビリステーション	老人保健施設 ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2
介護予防通所介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
介護予防特定施設入居者生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1
介護予防特定施設短期入所生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1

#### 【施設サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
介護老人保健施設	老人保健施設 ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2
介護医療院	西の京介護医療院 やすらぎ	奈良市六条町99-2

#### 【地域密着型サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
認知症対応型共同生活介護	グループホーム メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20

#### 4. 従業者に関する事項

##### 【職種別の職員数】

令和6年7月1日 現在

	常勤	非常勤	合計	常勤換算人数
施設長	1	0	1	1.0
生活相談員	1	0	1	1.0
看護職員	2	3	5	4.34
介護職員	29	0	29	29.0
機能訓練指導員	1	0	1	1.0
計画作成担当者	2	0	2	2.0
栄養士	外部委託			
調理員	外部委託			
事務員	1	0	1	0.75
その他従業者	0	1	1	0.87
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				39.75
*常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				

##### 【資格を有している介護職員の人数】

	常勤	非常勤	合計
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	25	0	25
実務者研修 (介護職員基礎研修)	2	0	2
初任者研修 (ホームヘルパ <sup>®</sup> -2級)	2	0	2
介護支援専門員	0	0	0

##### 【資格を有している機能訓練指導員の人数】

	常勤	非常勤	合計
看護師又は准看護師	1	0	1
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

##### 【夜勤を行う看護・介護職員の人数】

	平均人数	最小時人数(休憩者等を除く)
看護職員	0	0
介護職員	3	3

【職員の経験年数等】

令和6年7月1日 現在

管理者	他の職務との兼務		あり		なし	
	業務に係る資格等		あり		なし	
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	1	1	0	0	0
前年度1年間の退職者数	2	0	2	0	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	0	1	3	0	0	0
1年以上 3年未満の者の人数	0	2	5	0	1	0
3年以上 5年未満の者の人数	1	0	5	0	0	0
5年以上10年未満の者の人数	0	0	7	0	0	0
10年以上の者の人数	0	0	7	0	0	0
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0		
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0		
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	0	0	0	0		
1年以上 3年未満の者の人数	1	0	0	0		
3年以上 5年未満の者の人数	0	0	0	0		
5年以上10年未満の者の人数	0	0	1	0		
10年以上の者の人数	0	0	0	0		
従業者の健康診断の実施状況				なし	(あり)	

5. サービスの内容

【施設の運営に関する方針】

- ・「安心と信頼」を基本理念として、入居者の意思及び人格を尊重し常に入居者の立場にたったサービス提供に努めます。
- ・入居者の要介護度にかかわらず、心身の特性を踏まえて、残存能力に応じて自立した日常生活を営めるよう介護・日常生活の支援、機能訓練、健康上の配慮を行います。

【介護サービスの内容】

個別機能訓練加算の有無	なし	(あり)
生活機能向上連携加算の有無	なし	(あり)
夜間看護体制加算の有無	なし	(あり)
協力医療機関連携加算の有無	なし	(あり)
退院・退所時連携加算の有無	なし	(あり)
サービス提供体制強化加算の有無	なし	(あり)
口腔栄養スクリーニング加算の有無	なし	(あり)
ADL維持加算	なし	(あり)
科学的介護推進体制加算	なし	(あり)
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	(あり)
介護職員処遇改善加算の有無	なし	(あり)
認知症専門ケア加算の有無	(なし)	あり
入居継続支援加算	(なし)	あり
看取り介護加算の有無	(なし)	あり



協力医療機関		医療法人 康仁会 西の京病院
(協力の内容)	内科・循環器科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・リハビリテーション科・リウマチ科・血管外科・眼科・歯科 入居者の健康保持に必要な医療の提供、時間外・入院治療の受け入れを行う。	
協力歯科医療機関		医療法人 康仁会 西の京病院
(協力の内容)	入居者に対する歯科の健康管理及び治療 歯科診療相談への対応、歯みがき、口腔ケアの各種指導を行う	
新興感染症発生時に連携する医療機関		医療法人 康仁会 西の京病院
(協力の内容)	感染症発生時の対応を取り決めるとともに、病院と連携し入院・治療の受け入れ 感染対策時の指導などを行う	

#### 【入居に関する要件等】

自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項	満年齢が60歳以上の方 伝染性の疾病（感染症）に罹患していない方 自傷・他傷の恐れのない方	

#### 【短期利用に関する要件等】

自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項	要介護の場合、30日以内の期間、介護保険の適用が可能 自立・要支援の場合、体験入居が可能 体験入居料：11,000円	

#### 【入居後に居室を住み替える場合】

判断基準	入居者の心身の状態、生活への適応状況等により必要と認められる場合には、入居者の同意を得て、身元引受人の意見を聞き、移動する場合があります。	
追加的費用の有無	なし	あり
従前居室との使用の変更の有無	なし	あり

#### 【契約の解除】

入居契約書 第30条、第31条による 事業者の契約解除		
1. 甲は、乙が次の各号の1以上に該当し、かつ、そのことがこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものである場合には、乙に対し、1ヶ月間の予告期間を置いてこの契約の解除を通告することができるものとする。		
一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。		
二 利用料等（家賃相当額、管理費、手厚い看護・介護職員に係る経費、食費）その他の費用の支払いを1ヶ月以上遅滞するとき。		
三 建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき。		
四 第9条（管理運営規程）、第19条（使用上の注意）、第25条（原状回復の義務）第1項、第26条（転貸、譲渡等の禁止）又は第27条（動物飼育の制限）の規定に違反したとき。		





五 乙の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすとき又は、重大な影響を及ぼすと甲が判断する時。但し、乙の行動が特定の病因等に基づくものであると甲の指定する医師により判断され、乙が医療機関において通院・入院による治療を受けている場合等においてはこの限りではない。

2. 乙は前項の規定により甲がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、遅滞なくその居室を明渡すものとする。

3. 甲は、乙に対し、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず、乙及び乙の身元引受人に弁明の機会を設けるものとする。

4. 甲は、乙に対し、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず、乙の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、乙及び乙の身元引受人、その他関係者、関係機関と協議し、乙の移転先の確保につき協力するものとする。

#### 契約者の契約解除

1. 乙は、この契約を解除しようとする場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって甲が定める契約解除届を甲に届出するものとし、その契約解除届出に記載された予告期間満了日（以下、本条において「契約終了日」という。）をもって、この契約を解除されるものとする。

2. 乙は、前項の契約終了日までに居室を甲に明渡すものとする。

3. 乙が、契約解除届を提出しないで居室を退居したときは、甲が乙の退居の事実を知った日の翌日から起算して1ヶ月経過した日をもって、この契約は解除されたものとする。

4. 上記第 1, 2, 3 項による契約終了時、利用料等（家賃相当額、管理費、手厚い看護・介護職員に係る費用）については月割清算とする。

#### 【契約の終了】

##### 入居契約書 第29条による

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了するものとし、甲及び乙は、これに対し異議を申立てないものとし、補償は求めない。

- 一 乙が死亡したとき。
- 二 甲が第30条（甲の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 三 乙が第31条（乙の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 四 天災、事変その他甲乙いずれの責に帰すことができない事由により本施設の使用が不可能となったとき。

【入居者の状況】

令和6年7月1日 現在

(1) 年齢別

	74歳以下	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	計
男 性	0	1	1	1	4	3	10
女 性	2	1	5	11	20	14	53
計	2	2	6	12	24	17	63
最高齢	最年少	平均年齢	男性	女性	全体	入居率	87.80%
102	67		90.9	90.3	90.6		

(2) 入居期間

6ヶ月未満	10
6ヶ月以上1年未満	8
1年以上5年未満	35
5年以上10年未満	6
10年以上15年未満	4

(3) 要介護度

要介護1	9	自立	0	
要介護2	21		要支援1	2
要介護3	8		要支援2	5
要介護4	12			
要介護5	6		平均介護度	2.47

(4) 入居

	R4年度			R5年度		
入居件数	23			23		
入居経路	在宅	医療機関	他施設	在宅	医療機関	他施設
	8	13	2	7	10	6

(5) 退居

	R4年度				R5年度			
退居件数	21				23			
退居理由	死亡	継続入院	在宅	他施設	死亡	継続入院	在宅	他施設
	10	9	0	2	10	8	0	5

【施設、設備等の状況】

建物の構造	建築基準法第2条9号の2に規定する耐火建築物			なし	(あり)
	建築基準法第2条9号の3に規定する準耐火建築物			(なし)	あり
居室の状況	区 分		室数	人数	1部屋の床面積
	一般居室個室	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
	一般居室相部屋	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
	介護居室個室	なし	(あり)	70	18.00 m <sup>2</sup>
	介護居室相部屋	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
	一時介護室	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
共用便所の設置数	7	個室における便所の設置割合			100%
個室便所の設置数	70	うち車イスの対応が可能な数			70
浴室の設備状況	浴室の数	個室	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
		6	0	1	0
食堂の設備状況	入居者等が調理を行う設備状況			(なし)	あり
その他、共用施設 の設備状況	受付、多目的ホール兼機能訓練室、応接室、洗濯室、健康管理室、サービスバルコニー、ルーフテラス（屋外機能回復訓練室）、食堂兼談話室、駐車場				
バリアフリー の 対応状況	全居室、共用部分全てがバリアフリー仕様です。全居室入口は引き戸仕様、室内トイレはカーテン仕様です。共用廊下に手すり設置、全居室、共用廊下、共用施設全てにおいて車イスでの移動が可能です。				
緊急通報装置の設置状況	なし	一部あり		(全居室にあり)	
外線電話回線の設置状況	なし	(一部あり)		全居室にあり	
テレビ回線の設置状況	なし	一部あり		(全居室にあり)	
Free_Wi-Fi回線の設置状況	全フロアの共有部				

【施設の敷地に関する事項】

敷地の面積	698.68 m <sup>2</sup>		
事業所を運営する法人が所有	(なし)	一部あり	あり
抵当権の設定	なし		(あり)
賃借（借地）	なし		(あり)

【施設の建物に関する事項】

建物の延床面積	2435.86 m <sup>2</sup>		
事業所を運営する法人が所有	(なし)	一部あり	あり
抵当権の設定	なし		(あり)
賃借（借地）	なし		(あり)

【入居者からの苦情に対応する窓口等の状況】

事業主体や施設に設置している入居者からの苦情に対応する窓口・担当者		
窓口・担当者	事務室 施設長 荒井 誠	
電話番号	0743-55-5588	
対応している時間	平日	9:00 ~ 17:30
	土曜	9:00 ~ 17:30
	日曜・祝日	9:00 ~ 17:30
定休日等	なし	
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等		
窓口の名称/電話番号	① 医療法人康仁会 西の京病院	0742-35-2500
	② 大和郡山市 介護福祉課	0743-53-1151
	③ 奈良県国民健康保険連合会 苦情相談	0744-29-8311
対応している時間	平日	① 8:30 ~ 17:00 ②③ 9:00 ~ 17:00
	土曜	① 8:00 ~ 12:30 ②③ なし
	日曜・祝日	③ なし
定休日等	①②③ 日曜・祝日 年末年始	

【サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応】

損害賠償責任保険の加入状況		
なし	○あり	1 事故 1 億円 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること		
なし	○あり	(内容) 万一、事故が発生した場合には「事故発生対応マニュアル」に従い、入居者の生命、安全を第一に対応します。 事故発生時の状況及び対応を文章化、その原因を解明するとともに、入居者・ご家族へ報告し事故の発生防止に努めます。また、事故の状況によっては市町村をはじめ関係諸機関に報告します。

【サービスの提供内容に関する特色等】

なし	○あり	・医療法人が運営しており緊密な医療連携により医療面での高い安心と満足を得られるよう努力いたします。また、入居者の方の状態により病院一般病棟、老健施設、病養病棟のスムーズな利用も可能です。 ・近鉄郡山駅や大和郡山市役所に近く、市内中心部に立地しており生活の利便性を感じていただけると確信しております。また全戸南向きで眺望も良く、快適に暮らせる環境を提供いたします。
----	-----	--

【入居希望者への事前の情報開示】

入居契約の雛形	○1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
管理規定	○1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
事業収支計画書	1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	○3 公開していない
財務諸表の要旨	1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	○3 公開していない
財務諸表の原本	1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	○3 公開していない

【入居者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等】

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
なし	あり	実施した年月日		
		当該結果の開示状況	なし	あり
第三者による評価の実施状況				
なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

【秘密保持】

<p>(1) 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしません。</p> <p>(2) 従業者であった者に、業務上知り得た入居者、又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。</p> <p>(3) 事業者は、入居者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、ケアカンファレンスにおいて、入居者又は家族の個人情報を用いません。</p>
--

【非常災害対策】

<p>(1) 災害時の対応 メビウス大和郡山消防計画書に従い迅速に対応いたします。</p> <p>(2) 防災訓練 年2回実施</p> <p>(3) 防災設備 消火器具、スプリンクラー設備、自動消火設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備避難器具、誘導灯及び誘導標識、連結送水管、非常電源（自家発電設備、蓄電池設備）</p>
--

【緊急時の対応】

<p>従業者が、現に介護・看護サービスの提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、管理・運営規程に基づき速やかに当該協力医療機関（西の京病院）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

6. 利用料金

入居までに支払う費用	なし	あり
債務の担保：家賃相当額の4ヶ月分 336,000円（非課税）		
名 称	敷金	
敷金の返還	居室の明け渡しが完了したときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で返還致します。但し、利用料等（家賃相当額、管理費、手厚い看護・介護職員に係る費用、食費）の遅滞、原状回復に要する費用、その他の債務が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くものとします。尚、敷金の返還にかかる振込み等の費用は、ご負担頂きます。	

【介護保険給付以外のサービスに要する費用】

月額の利用料の額

管 理 費	共用設備等の維持管理費、水道光熱費、介護ベット、寝具を含む	72,900 円
食 費	1日 3食 おやつ（定食方式） 食材料費、給食業者委託費等	64,080 円
水道光熱費	管理費を含む	0 円
家賃相当額		84,000 円

利用者の個別的な選択による介護サービス利用料

人員配置が手厚い場合の介護サービス	なし	○あり	配置基準2.5対1以上の手厚い看護・介護職員体制による介護サービス料 16,500 円
個別的な選択による介護サービス	なし	○あり	「あり」の場合、その内容及び利用料 介護サービスの一覧表 参照
その他に必要な月額利用料	○なし	あり	「あり」の場合、その内容及び利用料
その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料	なし	○あり	「あり」の場合、その内容及び利用料 おむつ代実費 介護サービスの一覧表 参照

私は、本書面に基づいて、事業者から上記重要事項説明の説明を受けたことを確認しました。

年 月 日

説明者 印

---

入居者 印

---

入居者との続柄

---

身元引受人 印

---

## 「個人情報保護方針及び利用目的」

当施設は信頼の介護・看護に向けて、入居者さまに良い介護・看護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「入居者さまの個人情報」つきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのため当施設では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

### 1. 個人情報利用範囲

入居者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など情報を共有する必要がある場合および以下の場合に用いらさせていただきます。

- ・入居者へ適切なサービスを提供するための従事者への提供
- ・入居者へ適切なサービスを提供するための関係各所への提供  
他の医療機関、薬局、福祉用具、歯科など連携の為の利用
- ・緊急時に関係機関や医師などへの連絡のため
- ・サービス提供にかかる請求業務などの事務手続き
- ・ご家族または後見人、保佐人などへの説明及び報告のため
- ・当施設のサービスの維持・改善にかかる資料のため
- ・当施設の職員研修などにおける資料のため
- ・法令上義務付けられている、関係機関から依頼があった場合
- ・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ・施設における入居者及びご家族様等への通信新聞
- ・施設のホームページやパンフレットなどへの掲載
- ・施設の活動や取り組みなどの情報を広く発信する為のSNS(フェイスブック・インスタグラム)などにおいて、顔写真やレクリエーション動画の使用

当施設は法令の定める場合等を除き、入居者さまの許可なくその情報を第三者に提供いたしません。

### 2. 個人情報の適正管理について

当施設は入居者さまの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち入居者さまの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は入居者様の個人情報への不当アクセスを防止することに努めます。

### 3. 法令の順守と個人情報保護の仕組みの改善

当施設は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を順守するとともに、上段の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和6年7月1日

医療法人康仁会

介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山

医療法人康仁会  
介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山  
重要事項説明書 追加事項

「重度化した場合における対応に関する指針」

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

メビウス大和郡山のご入居者様に、体調の急変などが発生した場合には、緊急対応マニュアルに基づき速やかに対応いたします。入院が必要な場合は速やかにご家族様に連絡し、西の京病院または入居者、身元引受人の希望する医療機関への入院を調整いたします。また、急性増悪時等においては、協力医療機関の医師、またはその指示による看護師の訪問対応により、医療処置を行うことも可能です。

協力医療機関

住 所	住 所	電話番号
西の京病院	奈良市六条町102 - 1	0742-35-1121

2. ご入居者に対する日常的な健康管理

看護師は、入居者の日常の健康状態を把握し日常的な健康管理に努めます。

3. 入院期間中における居住費や食費の取り扱い

入院期間中の食費は欠食分として減算し、提供日の請求とします。ただし、家賃、管理費、手厚い看護・介護職員体制に係る費用については定額での請求といたします。

- (1) 家賃相当額 定額の請求 (84,000円/月)
- (2) 管 理 費 定額の請求 (72,900円/月)
- (3) 手厚い看護・介護職員体制に係る費用 定額の請求 (16,500円/月)
- (4) 食 費 提供日の請求

私は、本書面に基づいて事業者から「個人情報保護方針及び利用目的」、  
「重度化した場合における対応に関する指針」の説明を受けたことを確認しました。

年 月 日

説明者 印

---

入居者 印

---

入居者との続柄

---

身元引受人 印

---